

保険商品のご案内にあたって

秋田保険センター

弊社は多様な分野の保険商品の取扱いを可能とし、また優位性のある新商品をいち早く取り入れることを可能とするため、複数の保険会社と代理店業務委託契約を締結しております。

お客様には、その中から以下の理由により、保険種類毎にあらかじめ特定の保険会社を選定し、当該保険会社の商品をお勧めすることとしておりますので、以下ご確認の上ご加入の判断をいただきますようお願い致します。

1. 取扱保険会社(2 社)

AIG損害保険株式会社、大同生命保険株式会社

2. 保険種類別推奨方針

保険種類	推奨する保険会社と主な理由
第一分野 (生命保険)	・大同生命保険株式会社 〔取扱件数が多く、事務等にも習熟しているため〕 ・法人会会員企業には「経営者大型保障制度」等の大同生命保険株式会社 〔法人会会員企業に対する取扱件数が多く、事務等にも習熟しているため〕
第二分野 (損害保険)	AIG 損害保険株式会社 〔取扱件数が多く、事務等にも習熟しているため〕
第三分野 (医療保険、がん保険、介護保険、傷害保険等)	【医療保険等】 お客様のご意向をふまえ、保障内容や保険料水準などからお客様に適していると判断した商品を提案します。 【傷害保険等】 AIG 損害保険株式会社 〔取扱件数が多く、事務等にも習熟しているため〕

※お客さまのご意向等を踏まえて上記以外の保険商品が適していると判断した場合には、取扱保険会社の範囲内でご説明・ご提案させていただきます。

3. 権限の明示

(1) 損害保険について

弊社の損害保険募集人は、お客さまと保険会社の損害保険契約締結の代理権を有しています。当社が取扱っている保険商品の中には、損害保険募集人が告知受領権を有する商品もあります。

(2) 生命保険について

弊社の生命保険募集人は、お客さまと保険会社の生命保険契約の媒介を行います。契約締結の代理権はありませんので、お客さまの保険契約申込に対して、保険会社が承諾したときに有効に成立します。また、当社に告知受領権はなく、生命保険会社および生命保険会社が指定した医師だけが有しています。従って生命保険募集人に口頭でお伝えいただいても告知したことにはなりませんので、告知は書面へのご記入をもって行います。